

命を守るヘルメット！正しく装着できていますか？

令和5年4月からすべての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課されました。令和6年7月に警察庁が実施した調査で、着用率が愛媛県は47都道府県中1位でした。

<チェックポイント>

(1) 国内で販売されているヘルメットには、SGマーク（製品安全協会が定めた基準に適合）、JCFマーク（日本自転車競技連盟が定めた基準に適合）などを表示した商品があります。

(2) 自転車への幼児の同乗については、幼児用座席に乗車させる場合や、4歳未満であればおんぶして背負いひもなどで確実に固定している場合はヘルメットができます。1歳未満の子どもを対象とするヘルメットは国内で販売されていません。

(3) 国民生活センターが適合マークの表示のないヘルメットを調査したところ、衝撃吸収性、締結具を含むあごひもの強さがSG基準に満たさないものでした。また、1歳児未満のヘルメットが着用できるか調査したところ、4カ月の赤ちゃんに着用できるヘルメットはありませんでした。

<アドバイス>

1、ヘルメットを購入する時はSGマーク、JCFマークなどの表示されているものを選びましょう!!

2、ヘルメットは頭に合った大きさ、形を選びましょう!!

3、取扱説明書をよく読んで、正しく着用しましょう!!

4、1歳未満の子どもがいる場合は、自転車以外の移動方法を選択しましょう!!

(1歳以上用のヘルメットを着用させても、正しい着用にはなりません)



1つでも心当たりがあったら、
お住いの地域の消費者センター（相談窓口）もしくは消費者ホットライン188へ電話!!